

## 茨城県働き方改革優良（推進）企業認定制度実施要項

### （目的）

第1条 この要項は、働き方改革の取組が優れた企業等を「茨城県働き方改革優良企業」として、取組を推進している企業等を「茨城県働き方改革推進企業」として認定するとともに、その取組について公表することにより、県内企業等の働き方改革の取組促進を図ることを目的とする。

### （申請要件）

第2条 茨城県働き方改革優良企業及び茨城県働き方改革推進企業（以下「茨城県働き方改革優良（推進）企業」とする）の認定の対象となるのは、次の各号のいずれにも該当すること。

- （1）茨城県内に本社、本店又は事業所等を置く企業（個人、団体を含む）であること。
- （2）茨城県が実施する「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」への会員登録がなされていること。
- （3）労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令を遵守するとともに、それらの法令に適合した就業規則等を整備していること。
- （4）申請日から過去2年間以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がない者であること。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- （6）企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36条）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- （7）茨城県税に未納がない者であること。

### （認定区分）

第3条 認定の区分は、次の区分によるものとし、区分ごとに認定基準を設ける。

- （1）優良企業
- （2）推進企業

2 前項の認定基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）優良企業は、様式第1号に記載の1から5までの合計点が26点以上（従業員数100人以上の場合は30点以上）かつ1から11までの合計点が30点以上（従業員数100人以上の場合は35点以上）であり、6から11までの項目で1項目以上の加点があること。
- （2）推進企業は、様式第1号に記載の1から5までの合計点が26点以上（従業員数100人以上の場合は30点以上）であること。

### （認定の申請）

第4条 「茨城県働き方改革優良（推進）企業」の認定を受けようとする企業等は、茨城県働き方改革優良（推進）企業認定申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）を添え、知事に提出するものとする。

### （認定審査）

第5条 知事は、認定申請書を受理し、第3条第2項各号の認定基準を満たしていると認められるときは、当該申請をした企業等を優良企業又は推進企業に認定し（以下「認定企業」という。）、認定証（様式第3号）を交付するものとする。

2 知事は、認定申請者に対し、審査に必要な情報の聞き取りや現地調査、資料の提出を求めることができる。

3 認定の有効期間は、認定した日から起算して3年とする。

第6条 知事は、前条の認定企業の名称、所在地等を県ホームページ等で公表するものとする。

(認定の更新)

第7条 認定企業は、第5条第3項に規定する認定期間の満了後も認定を希望する場合には、認定期間が満了する日の20日前までに、知事に茨城県働き方改革優良（推進）企業認定更新申請書（様式第4号）を提出するものとする。

2 認定企業は、更新に際し、第4条の各号に規定する必要書類を併せて提出するものとする。

(変更の届出)

第8条 認定企業は、次に掲げる事項に変更があった場合は、茨城県働き方改革優良（推進）企業認定変更届出書（様式第5号）により、知事に届け出なければならない。

- (1) 企業等の所在地
- (2) 企業等の名称

(辞退の届出)

第9条 認定企業は、次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに茨城県働き方改革優良（推進）企業認定辞退届（様式第6号）を県に提出し、認定証を返納しなければならない。

- (1) 事業を廃止したとき
- (2) 第2条各号のいずれかを満たすことができなくなったとき

(認定の取り消し)

第10条 知事は、認定企業が認定基準に適合しなくなる等、認定にふさわしくないと判断したときは、認定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により認定の取り消しをするときは、茨城県働き方改革優良（推進）企業認定取消通知書（様式第7号）により認定企業にその旨を通知するものとする。
- 3 認定企業は、取り消しを受けた場合、速やかに認定証を知事へ返納しなければならない。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和元年10月24日から施行する。

附則

この要項は、令和2年10月1日から施行する。

附則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。